別紙（諮問第 119 号）

答　　申

1　審査会の結論

佐賀県知事（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報部分開示決定における不開示部分について、その判断は妥当である。

なお、部分開示とする根拠規定は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 78 条第１項第２号及び第７号が適当である。

2　審査請求に至る経過

（１）個人情報の開示請求

審査請求人は、法第 77 条第１項の規定により、令和７年 10 月 15 日付けで実施機関に対して、「令和２年〇月〇日（佐保福第〇〇号）診察日時〇〇時〇〇分と〇〇時〇〇分に関する診察の診断書及び行政職員が事前に調査した際に作成した文書」について、保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

実施機関は、本件開示請求について、令和７年 11 月 20 日付けで法第 82 条第１項の規定により、その一部を不開示とする保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

（２）審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第２条の規定により、令和８年２月 13 日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

3　審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、審査請求書及び反論書において概ね次のとおり主張し、本件処分の取消し（不開示部分の開示）を求めている。

（１）本件処分は、処分の理由に「おそれ」とあるが、具体的にどのような権利がいかなる機序で侵害されるのか正当な理由が示されていない単なる抽象的な懸念は、開示を拒む理由にはなり得ない。また、本件処分により、審査請求人は、知る権利を不当に狭められており開示範囲の判断の慎重さを欠いている。

（２）同意書にて開示されることに同意されている者の箇所は開示されることに同意しており開示される事で権利侵害になるとは考えられず、同意を得ているため開示を拒む正当な理由にはなり得ない。よって同意を得ている者の箇所を開示するべきである。

（３）診察を行った精神保健指定医の氏名については、診察通知書にて既に医師の氏名は知っているため、不開示とする合理的な理由にはならない。よって診察を行った精神保健指定医の氏名の箇所を開示するべきである。

（４）主治医からの聞き取りの箇所については○○（医療機関名）の診療録にて知っているため不開示とする合理的な理由にはならない。よって主治医の聞き取りの箇所を開示するべきである。

（５）処分庁は、情報の『枠組み』を説明しているに過ぎない。肝心なのは、その中身を開示することが、なぜ・どういう理屈で権利侵害に直結するのかということであり、その点についての説明は完全に欠落している。

（６）処分庁は、診察通知書等が保護者宛であることを理由に、審査請求人がこれを「慣行として知り得ない」と主張する。しかし、現実の家庭生活において、当該通知書は家庭内の共有スペースに保管されており、審査請求人はこれを自由に閲覧し、内容を把握し得る客観的状況にあった。実際、審査請求人は現に当該書類の内容を確認し、その写しを本審査請求の証拠として提出している。この事実は、行政が想定する「秘匿状態」が現実には存在せず、情報の機密性が既に失われていることを証明するものである。既に審査請求人の知得している情報を「本人に知られないように隠蔽する」という処分庁の判断は、保護すべき対象を誤っており、開示を拒む合理的・客観的な理由は存在しない。

（７）厚生労働省の「診療情報の提供に関する指針」により、審査請求人は医療機関に対し診療録の開示を請求する権利を有しており、したがって、診療録に記載された内容を本人が確認できる状況は、現代において広く一般化しており、これを『慣行として知り得ない情報』と断定する処分庁の認識は、現在の社会通念から著しく逸脱している。本件においては、審査請求人はすでに医療機関から情報の開示を受け、その写しを本審査請求の証拠として提出している。このように、すでに本人が知っている情報については、行政が保護すべき「秘密性」は客観的に消滅しており、保護利益も存在しない。守るべき実態がない情報に対し、なおも「慣行」という言葉に固執して非開示を維持することは、制度の本来の趣旨から外れた恣意的な運用であり、処分の正当性を著しく欠くものである。

（８）審査請求人側から、同意の事実を示す客観的証拠(同意書)が提出されている以

上、その有効性を否定するのであれば、否定する側(処分庁)がその署名が虚偽であるとする合理的根拠を示すべきである。

（９）保護通報記録の「保護の理由」の欄の通報内容及び精神保健福祉法 27 条に基づく調査書の被申請者の行動及び社会に及ぼす問題点の 110 通報内容ではその不開示箇所の全てが個人識別情報であるはずがない。当時の客観的な事態(本人の状態や場所等)という「事実関係」のみを抽出して開示することは技術的に十分可能である。

(10) 本件の保護、事前調査、措置診察は令和２年〇月〇日で終了しており保護、事前調査、措置診察の終了から数年経っており関係者の記憶の風化や生活状況の変化を鑑みれば、今さら本件、不開示情報が開示されたとしても第三者の権利利益を害するとは考えられない。

(11) 一部開示された書類によれば〇〇時〇〇分から診察を行った指定医の診断書には「前回の入院の形態」および「身体合併症(潰瘍性大腸炎)」の欄が空欄であるのに対し、約２時間後の〇〇時〇〇分から診察を行った指定医の診断書には、これら重要事項が詳細に明記されている。

精神症状の評価に個人差が出ることはあり得るが、既往歴や入院形態といった「客観的事実」は、診察の前後で変動するものではなく、本来、行政が事前に調査し、等しく両医師に提供すべき基礎資料である。〇〇時台の診察時点でこれらの情報が欠落していた事実は、事前の調査を行った行政職員から指定医への情報伝達が極めて不適切かつ不十分であったことを明白に示している。基礎となる事実さえ正確に伝えられないまま、個人の自由を制限する重大な措置の要否の判断が行われた事態は、行政手続きにおける重大なミスであると言わざるを得ない。

このような事が生じた原因を検証し行政運営の適正性を確認するためには、非開示とされている箇所を含めた全容開示が必要不可欠である。したがって、本件は個人情報保護法第 80 条(裁量的開示)を適用すべき「特段の事情」に該当するため本件不開示部分を開示すべきである。

４　実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書において概ね次のとおり主張し、本件処分は妥当であると弁明している。

（１）110 番通報内容を非開示としているが、110 番通報内容は、審査請求人以外の個人を識別することはできないが、特定の個人の行動状況である。よって、法第 78 条第２号の開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当する。

（２）精神保健福祉法第 27 条に基づく調査書

家族等の欄については､開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報であり、法第 78 条第２号に該当する。

被申請者の状況については、家族からの聞き取り内容、主治医からの聞き取り内容を非開示としているが、いずれも開示請求者に対する思いや判断を記載しており法第 78 条第２号の開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当する。

（３）診察指示書、診察通知書、措置入院に関する診断書

宛名、指定医名を非開示としているが、開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報であり、法第 78 条第２号に該当する。

（４）同意書については、本人の署名によるものかどうか確認ができない。

（５）診察通知書は開示請求者ではなく、保護者にあてた通知であり、開示請求者が慣行として知りえない情報である。このため、法第 78 条第２号に該当する。

（６）診療録についても開示請求者が慣行として知りえない情報である。このため、法第 78 条第２号に該当する。

５　審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を踏まえて審査した結果、次のとおり判断した。

（１）対象公文書の内容について

対象公文書は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「精神保健福祉法」という。）第 29 条による措置入院に係る起案文書一式である。当該起案文書は、伺文、保護通報に係る文書（保護した警察署長が作成)、精神保健福祉法第 27 条に基づく調査書（以下「調査書」という。)、診察通知書、診察指示書及び措置入院に係る診断書で構成されている。実施機関に確認したところ、実施機関が依頼した精神保健福祉法第 18 条に基づき指定された精神保健指定医による一次診察において措置入院が必要となった場合に、別の精神保健指定医による二次診察が実施され、そこにおいても措置入院が必要となった場合には、措置入院の対象となるということだった。したがって、診察通知書、診察指示書及び措置入院に係る診断書については、当該起案文書の中に、一次診察のものと二次診察のもの両方が存在する状況にある。

なお、対象公文書に記載された情報のうち不開示となっているものは、別表のとおりである。

（２）審査請求時に提出された同意書等について

審査請求人は審査請求を行う際、審査請求人が対象公文書にその情報が記載されていると考える者について、その者の開示に係る同意書を添付している。

また、本件処分において部分開示とされた診察通知書についても審査請求人がその写し（マスキングされていないもの）を添付している状況にある。

行政不服審査法に基づく審査請求制度において、審査会が判断するのは処分時を基準としたその時点での処分の適法性及び妥当性である。実施機関が開示・不開示の判断を行った後に発生した事情または判明した事情は処分決定当時の実施機関の行った不開示情報該当性の判断に影響を与えるものではなく、本審査会においても事後の事情を根拠（基準）に妥当性を判断するものではない。

（３）不開示情報への該当性について

実施機関は、本件開示請求に対して、法第 78 条第１項第２号に該当する不開示情報が記録されていることを理由として本件処分を行っており、当審査会はその妥当性を検討することとする。

なお、諮問のあった案件について実施機関に答申するに当たり、実施機関において法が適切に解釈・運用されているか否かを検証する必要があることから、対象公文書にある情報について、実施機関が主張する不開示情報の該当性だけでなく、第２号以外の不開示情報の該当性についても検討することとした。

ア　不開示情報への該当性についての考え方

法第 78 条第１項第２号は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを定めたものである。ただし、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報等は、不開示情報から除かれている。

また、精神保健福祉法第 29 条による措置入院は、実施機関が措置入院の判断を行うにあたって、本人に係る関係者の協力が不可欠なところ、開示を前提とすると必要な協力が得られなくなることで実施機関の業務に支障をきたす場合も考えられるため、法第 78 条第１項第７号への該当性についても検討していく。

法第 78 条第１項第７号は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示とすることを定めたものである。本条７号イからトに掲げた支障（「次に掲げるおそれ」）は典型的

な場合の例示であり、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として判断することになる。

当該おそれがあるかどうかは、当該事務又は事業（将来の事務又は事業を含みうる）の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかで判断する。

イ　個々の情報の不開示情報該当性について

（ア）通報内容

保護通報に係る文書及び調査書に記載されている通報内容は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、その内容や通報当時の状況等から、特定の個人が識別されうる可能性は否定できないため、法第 78 条第１項第２号に該当し不開示とすることが相当である。

（イ）「家族等」に記載された情報

調査書の「家族等」に記載された情報について、実施機関に確認したところ、当該欄は家族等の代表者の情報を記載する趣旨のものであり、家族等のうち誰の情報を記載するかは実施機関の裁量に委ねられているということであった。このため、当該欄の記載のみからは、誰の情報であるかを開示請求者が特定できるとは認められず、法第 78 条第１項第２号に該当し、同号ただし書の「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」には該当しない。

また、当該記載は「家族等」とのみ記載されているものの、聞き取りに応じた家族等を示すものと推測される可能性がある。これを開示した場合、当該家族等に対する追及等が行われ、その結果、今後同種の調査を実施する際に、調査対象者から必要な協力や率直な情報を得ることが困難となるおそれが相当程度認められるため、法第 78 条第１項第７号にも該当し、不開示とすることが相当である。

（ウ）関係者からの聞き取り内容及び聞き取り対象者

調査書に記載された関係者からの聞き取り内容及び聞き取り対象者については、法第 78 条第１項第２号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報に該当すると同時に、上述と同様の理由で、法第 78 条第１項第７号にも該当すると認められる。

措置入院に係る制度は、本人以外の家族、関係者、主治医等からの率直な情報提供を前提として運用される制度であり、当該情報は措置入院の要否を判断するための重要な資料となる。関係者からの聞き取りに係る情報について、仮に、誰から聞き取ったかの情報を不開示とし、聞き取り内容のみを開示した場合であっても、開示請求者に対する関係者の認識、評価及び心情に関する情報であり、関係者の権利利益を害するおそれが認められるとともに、そ

の内容を知り得る関係者が限られる状況においては、今後同種の調査を実施する際に、開示請求者からの追及等を恐れ、必要な協力等を得ることが困難となるおそれが相当程度認められる。

(エ) 精神保健指定医の氏名

診察通知書等に記載された精神保健指定医の氏名については、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であり、法第 78 条第１項第２号に該当すると認められる。

また、精神保健指定医は、措置入院の要否について専門的知見に基づく診察及び判断を行う立場にあり、その氏名を開示することにより、当該判断に不服を持つ本人や関係者から問合せ又は抗議等を受けることを懸念し、診察への協力に心理的負担を感じることも想定される。措置入院制度は、精神保健指定医による診察及び判断を前提として運用される制度であり、精神保健指定医の協力体制の確保に支障を及ぼすおそれがある情報については、制度の適正な運営に影響を及ぼすおそれがある。したがって、精神保健指定医の氏名については、法第 78 条第１項第７号にも該当すると認められる。

(オ) 診察通知書の通知先

診察通知書に記載された通知先については、審査請求人は、精神保健指定医の氏名と同様に、その情報を既に了知していることから開示すべきである旨主張するが、前述のとおり、その事実は不開示情報該当性の判断を左右するものではない。

当該文書は、精神保健福祉法第 28 条で「現に本人の保護の任に当っている者がある場合には、あらかじめ、診察の日時及び場所をその者に通知しなければならない。」と規定されており、通常本人に提供されることが予定されている情報とは認められないため、慣行として開示請求者が知ることができる情報に該当せず、法第 78 条第１項第２号に該当するため不開示とするのが相当である。

以上のことから、これらの情報は、法第 78 条第１項第２号及び第７号に規定する不開示情報に該当すると認められ、前記「審査会の結論」のとおり判断した。

（４）裁量的開示について

審査請求人は、一次診察の診断書に既往歴等の記載がないことを根拠として、行政職員から精神保健指定医への情報伝達に不備があるとして、本件措置入院にかかる事実関係や手続きの適否に関する疑義を理由に法第 80 条の規定による裁量的開示を求めている。

本件について実施機関に確認したところ、措置入院の手続においては、各診察時点までに把握し得る最新の情報を精神保健指定医に提供する旨説明している。よって、一次診察の診断書と二次診察の診断書との間の記載内容の差異は生じ得

ることであるから、直ちに情報伝達の不備があったと推認することはできず、これらの事情のみをもって法第 80 条の規定による裁量的開示を行うべき特段の事情があるとは認められない。

6　審査経過

審査会の審査経過は、次のとおりである。

年　月　日	審　査　経　過
令和８年６月 10 日	・諮問実施機関から諮問書を受理
令和８年７月 23 日 （令和８年度第２回審査会）	・審　議
令和８年８月 19 日 （令和８年度第３回審査会）	・審　議
令和８年 11 月４日	・答　申

（参考）調査審議した佐賀県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

（五十音順・敬称略）

氏　　名	役　職　名　等	備　　考
池田　宏子	佐賀女子短期大学非常勤講師	会長
島添　啓子	税理士	
城野　一憲	福岡大学法学部　教授	任期:令和８年８月31日まで
田代　祐誠	弁護士	会長職務代理者
原　　まさ代	（公社）全国消費生活相談員協会参与	

別表

	不開示情報	記載された対象公文書
①	通報内容	保護通報に係る文書 調査書
②	「家族等」に記載された情報	調査書
③	関係者からの聞き取り内容及び聞き取り対象者	調査書
④	精神保健指定医の氏名	診察通知書 診察指示書 措置入院に関する診断書
⑤	通知先	診察通知書